

令和5年（行ウ）第181号 国籍確認請求事件

2024年6月27日

証拠説明書

原告 [REDACTED]
被告 国

原告訴訟代理人

徳 博 藤 近 士 護 弁

弁 護 士 椎 名 基 晴

弁 護 士 仲 晃 生

弁 護 士 仲 尾 育 哉

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

記

書証 番号	標 目	作 成 者
	立 証	趣 旨
4 6	逐条注解 国籍法（抄）	木棚照一
	国籍法 1 8 条の注釈において、国籍法上の意思表示は代理になじまないこと、意思能力を欠く者について国籍の変動を可能にするために同条が設けられたこと、を解説している事実	
4 7	1 9 5 0 年 4 月 5 日衆議院法務委員 会議事録（抄）	衆議院
	村上朝一政府委員が、「旧法には、本人が 1 5 歳未満の場合に法定代理人が代わって申請や届出をすることを規定した条文が上記の通り個別に存在する	

	にとどまり、それ以外の帰化や国籍回復の場合に申請能力について規定が設けられておらず、不備があったため、新法 11 条で帰化及び国籍離脱について申請能力の規定を設けた」との趣旨の答弁を行った事実（3 頁 3 段乃至 4 段）	
4 8	1984 年 4 月 18 日衆議院法務委員会議事録（抄）	衆議院
	枇杷田泰助政府委員が、「法定代理人がやったことについて本人の意思との食い違いがあった場合にはどうかという点につきましては、15 歳未満の子供についてはその時点では本人の意思というものは確定的にはないという評価をしているわけです。ですから、法定代理人の行為によってやる、いわばそのときに、本人が、いや自分はこういう選択をしたくないと積極的に言ったりなんかした場合の衝突ということは 15 歳未満にはない、そういう前提で考えております。」との答弁を行った事実（10 頁 3 段目）	
4 9	Modernes Staatsangehörigkeitsrecht auf den Weg gebracht（写）	ドイツ連邦内務省
	ドイツで、外国国籍を志望取得した場合にドイツ国籍を失うとする国籍法の規定を廃止すること等を内容とする法改正が提案されている事実	
5 0	Referentenentwurf des Bundesministeriums des Innern und für Heimat（抄）	ドイツ連邦内務省
	ドイツにおける国籍法の改正において、25 条の廃止が提案されている事実	
5 1	国際人権法と憲法－多文化共生時代の人権論（抄）	近藤敦
	ドイツ国籍法 25 条は「ドイツ人は、外国籍を取得した場合、その外国籍が本人またはその法定代理人の申請により取得された場合には、その国籍を喪失する」と定めていた事実（74 頁）	
5 2	【ドイツ】国籍法の改正（写）	山岡規雄
	ドイツにおいて 2024 年 1 月 19 日に国籍法の改正が成立した事実	
5 3	ドイツ、二重国籍を認めるために市	ETIAS.COM

民権法を改正（写）	
ドイツにおいて２０２４年１月１９日に国籍法の改正が成立した事実、及び改正の主たる目的がドイツに在住する外国国籍者の帰化要件の緩和にあった事実	

以 上